

第136号議案

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり
条例の一部を改正する条例設定について

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の一部を
改正する条例

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年八王子市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(合理的な配慮)</p> <p>第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(合理的な配慮)</p> <p>第7条 市、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び市外郭団体（市が出資又は出せんする団</p>

(1)～(10) (略)

- 2 市民は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(市民等の理解の促進)

第8条 (略)

2 (略)

- 3 市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者 **(地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。)** 及び市外郭団体 **(市が出資又は出せんする団体で、市長が別に定めるものをいう。)** が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 事業者は、前条第1項の必要かつ合理的な配慮を行うため、従業員が障害及び障害者についての理解を深めるための研修を行うよう努めるものとする。**

(助言又はあっせん)

- 第20条 市長は、第18条第1項又は第2項の申立てがあったときは、**調整委員会(第23条第1項に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)** に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

- 2 **調整委員会**は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、**調整委員会**が助言又はあっせん

体で、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(1)～(10) (略)

- 2 市民**及び事業者(指定管理者及び市外郭団体を除く。)**は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(市民等の理解の促進)

第8条 (略)

2 (略)

- 3 市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者及び市外郭団体が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(助言又はあっせん)

- 第20条 市長は、第18条第1項又は第2項の申立てがあったときは、**八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会(第22条に規定する八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)** に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

- 2 **八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会**は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、**八王子市障害者の権利擁護に関**

を行うことが相当であると判断した場合には、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

(勧告)

第21条 市長は、前条第3項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんを受け入れないときは、差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、市規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(調整委員会)

第23条 (略)

(委任)

第24条 (略)

する調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると判断した場合には、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

(勧告)

第21条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(調整委員会)

第22条 (略)

(委任)

第23条 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

